

スーパーボランティア支援事業協定書

（目的）

第1条 スーパーボランティア 大栄生涯学習まちづくり研究会（以下「甲」という。）と鳥取県中部総合事務所（以下「乙」という。）、北栄町（以下「丙」という）は、スーパーボランティア活動について次のとおり協定を締結するものとする。

（信義誠実の義務）

第2条 甲、乙及び丙は、信義に則って相互に協力し、誠実にこの協定内容を履行しなければならない。

（活動場所）

第3条 本協定に基づく活動場所は、次のとおりとする。

河川名及び所在地	見込み面積	備考
一般県道 由良停車場線 二級河川由良川水系前川 （前川橋から停車場橋前まで）	7, 002㎡（うち植栽帯502㎡）	別添図面による

（役割分担）

第4条 甲、乙及び丙の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア スーパーボランティア活動計画書に記載した活動の実施
- イ 第3条に定める土木施設の維持管理活動の実施
- ウ 第3条に定める土木施設に異常があった場合の通報

（2）乙の役割

- ア 交付金の交付
- イ 清掃美化活動におけるゴミなどの運搬又は処分
- ウ 活動場所の利活用方法についてのアドバイス
- エ 甲の活動を支援するため必要な関係機関との調整
- オ 団体名入りの看板の設置（甲の希望があった場合に限る。）

（3）丙の役割

- ア 清掃美化活動におけるゴミなどの運搬又は処分
- イ 清掃美化活動に対するゴミ袋等の支給
- ウ 甲の活動の広報

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（協定の解除）

第6条 甲が本協定の期間中に本協定の解除を申し出たとき、又は、甲が本協定に定める役割を果たしていないと乙が認めたときは、乙は本協定を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により協定の解除を行おうとするときは、書面により甲及び丙に通知しなければならない。

（事故に対する措置）

第7条 甲は、協定期間中におけるスーパーボランティア活動中の事故その他の一切の責任（乙の責めに帰すべきものを除く。）を負うものとする。

（土木施設の使用）

第8条 甲は、土木施設の使用に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 毎年度当初に当該年度の活動計画及び施設の使用方法を乙に協議すること。
- (2) 法令に基づく占用許可等が必要な場合は、別途手続を行うこと。
- (3) 行事等の実施の際は、事故のないよう注意すること。
- (4) 行事等終了後は、速やかに関係資材・ゴミ等を撤去すること。
- (5) 河川において大雨等による水位の上昇が予想される場合には、関係資材等を撤去すること。
- (6) 施設を損傷等した場合は、乙に報告の上、速やかに修繕すること。
- (7) その他乙からの指示があれば、それに従うこと。

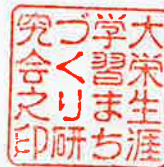
(その他事項)

第9条 この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、協定書を3通作成し、当事者記名、押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年3月29日

甲 鳥取県東伯郡北栄町東園407番地
大栄生涯学習まちづくり研究会
代表 永田 洋子



乙 鳥取県倉吉市東巖城町2番地
鳥取県中部総合事務所
所長 門脇 誠司



丙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
町長 手嶋 俊樹



前川
(JR山陰本線～河口)
距離 500m
面積 6,500㎡

県道由良停車場線
(JR由良駅～県道羽合東伯線)
距離 210m
面積 73㎡(植栽拵)

県道由良停車場線
(コナン大橋北～国道9号)
距離 800m
面積 413㎡(植栽柀)

由良川
(コナン大橋南)
面積 16m²(植栽枡)

